



定期第481号 令和4年7月26日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
482	令和4年度自衛官候補生の募集期間，採用試験の試験期日，試験場等を告示する件	とくしまゼロ作戦課
483	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	長寿いきがい課
484	指定障害福祉サービス事業者を指定した件	障がい福祉課
485	同	同
486	指定障害福祉サービス事業の廃止について届出があった件	同
487	肥料の登録の有効期間を更新した件	農林水産総合技術支援センター
488	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
489	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	教育委員会

【公安委員会告示】

番号	表題	担当課名
11	警備員指導教育責任者講習の実施期日等を公表する件	

【労働委員会告示】

番号	表題	担当課名
2	徳島県労働委員会のおっせん員候補者を告示する件	

徳島県告示第四百八十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び  
第一百八十条の規定により、令和四年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官  
候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和四年七月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第二回	令和四年七月二十八日（木 曜日）まで	令和四年八月七日（日曜日 ）	筆記試験、口述試験 、適性検査、身体検 査及び経歴評定

備考

- 筆記試験及び適性検査については、試験期日前にインターネットを利用する方  
法により受験することができるものとする。
- 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教  
育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について  
試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第二回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育  
法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの  
1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく  
なるまでの者

- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他  
の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和四年八月又は九月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出

張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第四百八十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年七月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量  
抗原定性検査に必要な検査キット 五千箱
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県保健福祉部長寿いきがい課在宅サービス指導担当  
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日  
令和四年六月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所  
アルフレッサ篠原化学株式会社  
高知市南御座九 四一
- 五 契約金額  
二千七百五十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約による理由  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第五号

徳島県告示第四百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和四年七月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
夢かなうまで挑戦する株式会社	那賀郡那賀町百合字石橋五〇〇番地二	プレステージ夢かなうまで挑戦	徳島市川内町榎瀬四三七・一五	共同生活援助	令和四年三月一日
株式会社こころ	徳島市南島田町二丁目四三番地の五	グループホームあすなろ	同 新浜本町一丁目七番三〇号	同	同 四月一日
あわ愛Links合同会社	阿波市阿波町南整理一五九番地二号	共同生活援助ぶるうあ上板	板野郡上板町西分字サビニ二番地	同	同
株式会社ZEN	徳島市幸町三丁目一〇一番地アネックスビル二F	わおん徳島川内	徳島市川内町榎瀬八〇八番地一号	同	同

徳島県告示第四百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和四年七月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指定年月日	
名称	所在地	名称	所在地	種類			
Bon nopah 同会社	大阪市旭区赤川一丁目三番五号レーベン旭二階	しおん徳島	徳島市山城西四丁目一三番地一	就労継続支援 A型			令和四年四月一日
株式会社 Ponte	徳島市佐古四番町一三番八号	Ponte	同 佐古四番町一三番八号	同			同
社会福祉法人徳島県手をつなぐ育成会	同 南矢三町二丁目一番五九号	ちゅうりつば	板野郡北島町中村字中内四五番地一	就労継続支援 B型			同
すまいとしごと合同会社	小松島市坂野町字黒地八番地の七	しめい	小松島市坂野町字黒地八番地の一	同			同 六月一日

徳島県告示第四百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年七月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日	廃止
特定非営利活動法人 東部地域活動支援センターちゅりっぷ	板野郡北島町北村字三町地 三四番地一	東部支援センターちゅりっぷ	板野郡北島町北村字三町地 三四番地一	B型	令和三年十一月二十九日	令和三年十二月三十一日	
同	同	グループホームちゅりっぷ	同	共同生活援助	同	同	
社会福祉法人カリヨン	徳島市国府町中字松ノ本二 八番一	れもんワークス	名西郡石井町石井字白鳥二 〇四一	就労移行支援	令和四年二月二十一日	令和四年三月三十一日	
同	同	れもん吉野	阿波市吉野町柿原字シノ原 三四〇	同	同	同	
株式会社E E K A	徳島市東吉野町二丁目三 番一号	笑々花	徳島市東吉野町二丁目三 番一号	A型 就労継続支援	同	同	

徳島県告示第四百八十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和四年七月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
徳島県 第一号	生石灰	最優生石灰	アルカリ分 九五・〇	該当なし	吉見石灰工業株式会社 阿南市津乃峰町戎山九番地	令和十年七月二十一日
徳島県 第一号	生石灰	特撰生石灰	アルカリ分 九〇・〇	同	同	同
徳島県 第二号	生石灰	一等生石灰	アルカリ分 八〇・〇	同	同	同
徳島県 第四号	消石灰	最優消石灰	アルカリ分 七〇・〇	同	同	同
徳島県 第五号	消石灰	特撰消石灰	アルカリ分 六五・〇	同	同	同
徳島県 第六号	消石灰	一等消石灰	アルカリ分 六〇・〇	同	同	同

徳島県告示第四百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年七月二十六日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
小松島市横須町 和田島土地改良区	令和四年七月七日

徳島県告示第四百八十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年七月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量  
学習情報蓄積サービスライセンス 一万六千五百四十六ライセンス
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県教育委員会事務局学校教育課  
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日  
令和四年五月二十六日
- 四 落札者の氏名及び住所  
アジア株式会社  
徳島市中昭和町三丁目六番二
- 五 落札金額  
四千百三十一万五千三百六十二円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日  
令和四年四月十五日

## 徳島県公安委員会告示第11号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和4年7月26日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

### 1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期日及び定員

#### (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

#### (2) 講習の種別

次に掲げる種別の講習を実施する。

ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）（以下「指導教育責任者資格者証等」と総称する。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

#### (3) 実施期日

##### ア 新規取得講習

令和4年8月26日（金）、同月29日（月）、同月31日（水）から同年9月2日（金）及び同月6日（火）の6日間（8月26日、同月29日、同月31日から9月2日までの5日間は午前9時から午後4時50分まで、同月6日は午前9時から午後1時50分までとし、午後2時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、8月26日の午前9時から午前9時20分までとする。

##### イ 追加取得講習

令和4年9月1日（木）、同月2日（金）及び同月6日（火）の3日間（9月1日は午後2時から午後4時50分まで、同月2日は午前9時から午後4時50分まで、同月6日は午前9時から午後1時50分までとし、午後2時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、9月1日の午後1時30分から午後1時50分までとする。

#### (4) 定員

新規取得講習及び追加取得講習を合わせて40人

### 2 場所

徳島県立工業技術センター

（徳島市雑賀町西開11番地の2 電話088-669-4711）

### 3 受講対象者

#### (1) 新規取得講習

受講の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講の申込みを行う日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当する者

4 講習の受講申込手続

(1) 電話による予約

ア 専用電話による予約

(ア) 講習を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、講習の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、次に掲げる講習の種別ごとに定めた期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

a 新規取得講習

令和4年8月1日（月）から8月5日（金）まで

b 追加取得講習

令和4年8月3日（水）から8月5日（金）まで

イ 予約番号の付与

電話予約を行う者が3に掲げる受講対象者の要件を満たすときは、予約番号を付与する。

ウ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 講習を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

## (2) 受講申込書等の提出

### ア 提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した者（以下「講習申込者」という。）のみが行うことができる。

### イ 提出書類

- (ア) 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する受講申込書をいう。以下同じ。）  
1通に受講対象者に該当することを疎明する書面1通を添付すること。

なお、受講申込書には、必ず写真（提出日前6か月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、その裏面に氏名を記載したもの）1枚を貼り付けること。

- (イ) 受講対象者に該当することを疎明する書面は、次のとおりとする。

#### a 新規取得講習

- (a) 3の(1)のアに該当する者

最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業務従事証明書（警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号。以下「施行細則」という。）第6条第1項に規定する警備業務従事証明書をいう。以下同じ。）及び履歴書

- (b) 3の(1)のイに該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

- (c) 3の(1)のウに該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

- (d) 3の(1)のエに該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

- (e) 3の(1)のオに該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

#### b 追加取得講習

2号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し及び3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを疎明するaの(a)から(e)までのいずれかの書面

- (ウ) (イ)のaに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、3の(1)のア、ウ又はオに該当することを誓約する誓約書（施行細則第6条第2項に規定する誓約書をいう。）及び履歴書をもって当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、3の(1)のアに該当する者にあつては、履歴書の提出を省略することができる。

### (3) 提出先

受講申込書及びその添付書類（以下「受講申込書等」という。）は、徳島県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に講習申込者本人が提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、講習申込者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申込みは認めない。

### (4) 提出期限

受講申込書等の提出は、令和4年8月8日（月）から同月10日（水）まで及び同月12日（金）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

### (5) 講習手数料

受講申込書等を提出する際、講習手数料として、新規取得講習にあつては38,000円を、追加取得講習にあつては14,000円を徳島県収入証紙により納付すること。

なお、納入された講習手数料は、還付しない。

## 5 講習の委託

この講習は、一般社団法人徳島県警備業協会（徳島市昭和町2丁目5番地）に委託して実施する。

## 6 その他

### (1) 講習修了証明書の交付

講習においては、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、その当日中に講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、これを略さずに、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

### (2) 持参するもの

講習期間中は、筆記用具、警備員指導教育責任者講習教本及び警備業関係法令集を持参すること。

### (3) 新型コロナウイルス感染症感染防止対策

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、講習受講中は、必ずマスクを着用すること。

### (4) 問合せ先

講習の問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

徳島県労働委員会告示第二号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき次の者を徳島県労働委員会のおつせん員候補者として、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条の規定により告示する。

令和四年七月二十六日

徳島県労働委員会会長

豊 永 寛 二

徳島県労働委員会あつせん員候補者名簿

（令和四年七月十四日現在）

氏名	現 職	略 歴
豊永寛二	弁護士	徳島県労働委員会委員（八期・現）
島内保彦	弁護士	徳島県労働委員会委員（七期・現）
真鍋 恵美子	公認会計士	徳島県労働委員会委員（三期・現）
永本能子	弁護士	徳島県労働委員会委員（二期・現）
宮本 世志美	特定社会保険労務士	徳島県労働委員会委員（一期・現）
小合 弘人	UAゼンセン徳島県支部長	徳島県労働委員会委員（一期・現）
島 和久	日本労働組合総連合会徳島県連合会事務局長	徳島県労働委員会委員（一期・現）
大谷 竹人	日本労働組合総連合会徳島県連合会会長	徳島県労働委員会委員（現）
岡 美由紀	情報産業労働組合連合会徳島県協議会議長	徳島県労働委員会委員（現）
森本 光	全徳島建設労働組合書記長	徳島県労働委員会委員（現）
坂田 千代子	株式会社あわわ会長	徳島県労働委員会委員（四期・現）
中村 孝雄	株式会社旭木工代表取締役社長	徳島県労働委員会委員（三期・現）
坂本 守	関西ピー・エス・コンクリート株式会社代表取締役	徳島県労働委員会委員（二期・現）
中村 晃子	丸豊保険サービス株式会社代表取締役	徳島県労働委員会委員（二期・現）
脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事	徳島県労働委員会委員（現）
春木 尚登	労働委員会事務局長	
頭師 正彦	労働委員会事務局次長	
岩田 美穂	労働委員会事務局調整課長	
岡久 正治	労働委員会事務局審査課長	